

# 東京都公文書館だより

## Tokyo Metropolitan Archives News

第36号

### 【編集・発行】

東京都公文書館  
〒185-0024  
国分寺市泉町二丁目2番21号

【TEL】042-313-8450

### 【ホームページ】

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/>

平成31年度登録第5号  
令和2年3月発行

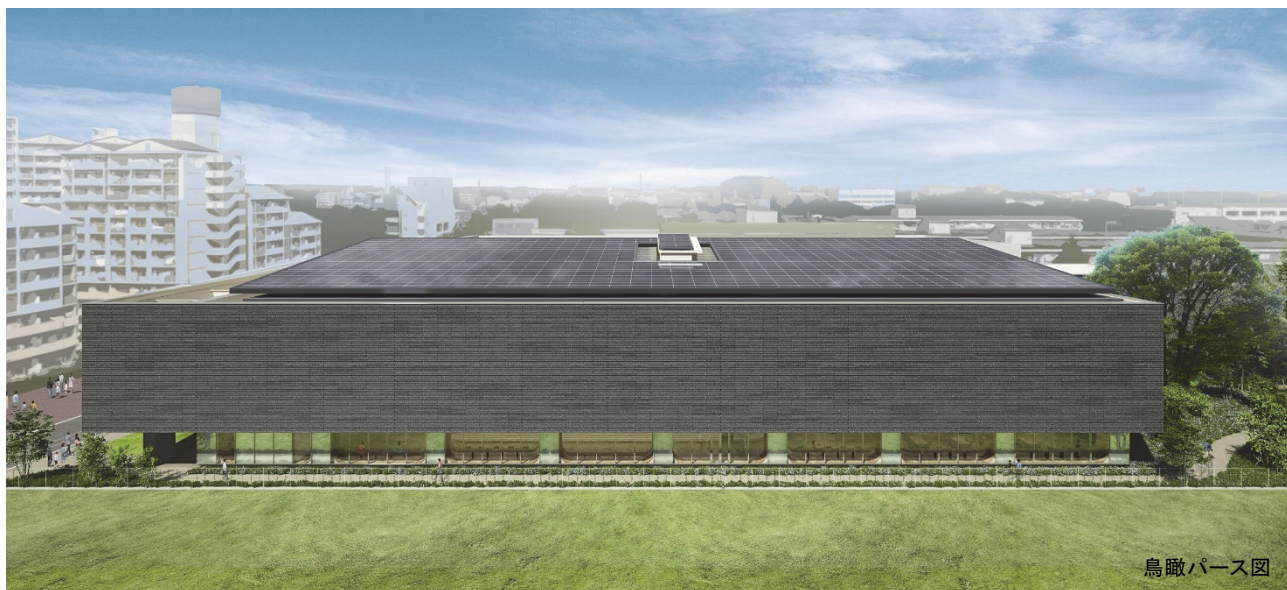
【印刷】(株)まこと印刷

### 《目次》

東京都公文書館の新館オープンにあたって ～公文書館の新たなステージへ向けて……………1
特別区協議会 首都大学東京オープンユニバーシティ主催
「東京の洋館拝見～戦前期の住宅建築～ 一様式建築からモダニズム建築まで～」……………7
利用案内……………8

## 東京都公文書館の新館オープンにあたって

### ～公文書館の新たなステージへ向けて



東京都公文書館は、公文書等の総合的、統一的な管理を行うため、東京都港区海岸一丁目に昭和43年(1968)10月1日に開設され、都の公文書や庁内刊行物などを系統的に収集・保存し、これらの効率的な利用を図るとともに、都に関する修史事業を行ってまいりました。

しかし、庁舎の老朽化、狭隘化などの問題に直面したため、よりよい保存環境の実現と利用者の利便性の向上を目指して「東京都公文書館改築基本計画」を策定し、東京都国分寺市泉町に新公文書館を建設することとしました。

そして、仮移転先である東京都世田谷区玉川(旧都立玉川高校)を経て、令和2年(2020)4月1日に開館することとなりました。

新公文書館は、最新の省エネ、再エネ技術を導入した都有建築物初のZEB化実証建築であり、環境に配慮しつつ最適な温湿度管理を実現した書庫、多摩産材を使用した明るい雰囲気閲覧室など、資料を適切に保存するとともにより多くの方々に利用しやすい施設となっています。

もちろん、施設だけでなくソフト面においても、インターネットで貴重な歴史資料の画像を見ることができるデジタルアーカイブ、グラフィックやタブレット等を活用した展示、土曜開館など新しいサービスを開始します。

武蔵野の緑豊かな歴史ある地で、歴史公文書等の保存・利用の拠点として新公文書館が始動することは幸甚の至りです。

これからも東京都公文書館は、皆様のご期待に応えられるよう機能の整備強化を図り、サービスの充実に努めてまいります。

令和2年3月吉日

東京都公文書館長

## ■はじめに

令和2年4月1日、国分寺市泉町二丁目に新しい東京都公文書館がオープンします。利用者の皆様には移転準備に伴って閲覧を休止するなどご迷惑をおかけしましたが、ようやく待望の移転開館を迎えることができます。

これから、東京都公文書館は新たなステージに向けて活動をスタートします。それは次の3つの側面を十全に機能させることをめざすものです。

\* 都政の透明化を進め説明責任を果たす基盤として

\* 貴重な資料を永久に保存する施設として

\* 江戸・東京研究と都政史検証の拠点として

本稿ではこのような視点から新公文書館の特徴と機能についてご紹介してまいります。

### 1 東京都公文書館の沿革と新館移転に至る経緯

東京都公文書館は昭和43年(1968)10月1日に、港区海岸一丁目に開館しました。公文書館設立に至った直接の動機は、当時千代田区有楽町に所在した都庁舎の文書収蔵スペースがパンク状態になっていたことでした。昭和22年(1947)に地方自治法に基づいて新たなスタートを切った東京都は、戦後復興に取り組み、あらゆる領域に事務を拡大していました。それはとりもなおさず文書量の飛躍的増大をもたらし、その適切な管理を困難にしていたのです。こうして、ちょうどオリンピックの開催された昭和39年(1964)から公文書館建設が計画され、昭和43年に完成をみました。この時、本庁からの長期保存文書の引き継ぎという文書課の一部機能とあわせて、都政史料館の資料と機能を統合しました。都政史料館とは、昭和27年(1952)に設置され、戦時中文書疎開して焼失を免れた東京府・東京市行政文書や、東京市史編纂のために収集された古文書を管理していた施設です。この統合により、今日につながる豊富な所蔵資料の基礎が形成されました。

その後、平成6年(1994)から、作成後30年を経過した都文書の閲覧を開始、続いて目録検索システムの閲覧室での提供、普及事業の充実などを行っていきました。その後、開館から数十年を経過すると収納スペースの狭小化、資料保存環境の不十分さなども明らかとなり、新館建設・移転が模

索されました。しかし、それが具体化に至る前に、竹芝地区における都有地活用事業「都市再生ステップアッププロジェクト」の実施により移転を余儀なくされ、平成24年（2012）4月から旧都立玉川高等学校校舎へ仮移転しました。

かつての職員室が閲覧室として生まれ変わり、生徒さんたちが過ごした教室には空調と除湿器を設置、遮光カーテンを引いて書庫として利用しました。日当たりと風通しがよい高校生のための施設は、資料保存のためには厳しい環境で、懸命の対策をとりながらの運営が始まったのです。



図1 かつての教室を転用した書庫の外観

そんな中でも、情報検索システムを構築しインターネットでの提供を開始するなどの機能アップを図りつつ、平成26年（2014）3月には東京都公文書館改築基本計画を策定、これに基づいて新館施設の具体化と、公文書館の一層の機能向上が検討されてきました。

それでは、その到達点としての新公文書館についてご紹介していきましょう。

## 2 公文書管理の新時代と公文書館

東京都は、文書管理上の課題への対応が必要となったことから、公文書管理条例を制定し、平成29年（2017）7月に施行しました。同条例は、公文書が都民共有の財産であること、その適正な管理が情報公開の基盤であることを明記し、都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的としていました。しかし、当時は公文書館がいまだ仮移転中であり、その収納スペースが不十分だったことから、当初施行された条例は、文書による事案の決定や、その

経過を明らかにする文書の作成等、現用段階の文書管理を中心とするものでした。

今回、令和2年4月1日施行となる改正公文書管理条例は、新公文書館の開館を前提として、条例上にその位置づけを行うことで、非現用段階までの一貫した公文書管理を規定する内容となりました。その改正のポイントは3点あります。

### (1) 歴史公文書等の確実な移管を実現する

公文書の作成に当たる実施機関は公文書の保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは移管の措置を、それ以外は廃棄の措置をとるべきこととされています（改正公文書管理条例7条）。つまり第一段階として、業務の内容を熟知している実施機関の判断を重視するわけです。その上で、実施機関が廃棄の措置を決めた文書について、公文書館が必要と判断する公文書の移管を求めることができるということも規定されました（同条例11条1項）。アーカイブズの視点から、作成段階からの時の経過にも配慮した評価選別を行う機会が保障されたこととなります。

### (2) 利用請求制度の創設

情報公開制度における開示請求と類似した制度である「利用請求制度」が創設され、知事は利用請求があった場合には、改正公文書管理条例に規定する利用制限事由を除き、閲覧や写しの交付による利用を認めることとなります。また、利用請求に係る処分又は不作為に対して不服がある場合は、知事に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができるなど、公文書に対するアクセスがより強く保障されるようになりました。

ただし、すでに公開が決定されている多くの公文書等については、従来通りの簡易閲覧制度により公文書館での閲覧・複写をすることが可能となっています（図2参照）。

### (3) 公文書管理委員会の創設

公文書等の管理に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べるため、東京都公文書管理委員会が設置されました。これにより都の公文書管理に、専門的な第三者の視点を取り入れられることとなります。

以上、改正公文書管理条例により、都の公文書管理は現用段階から非現用段階までを一貫して規

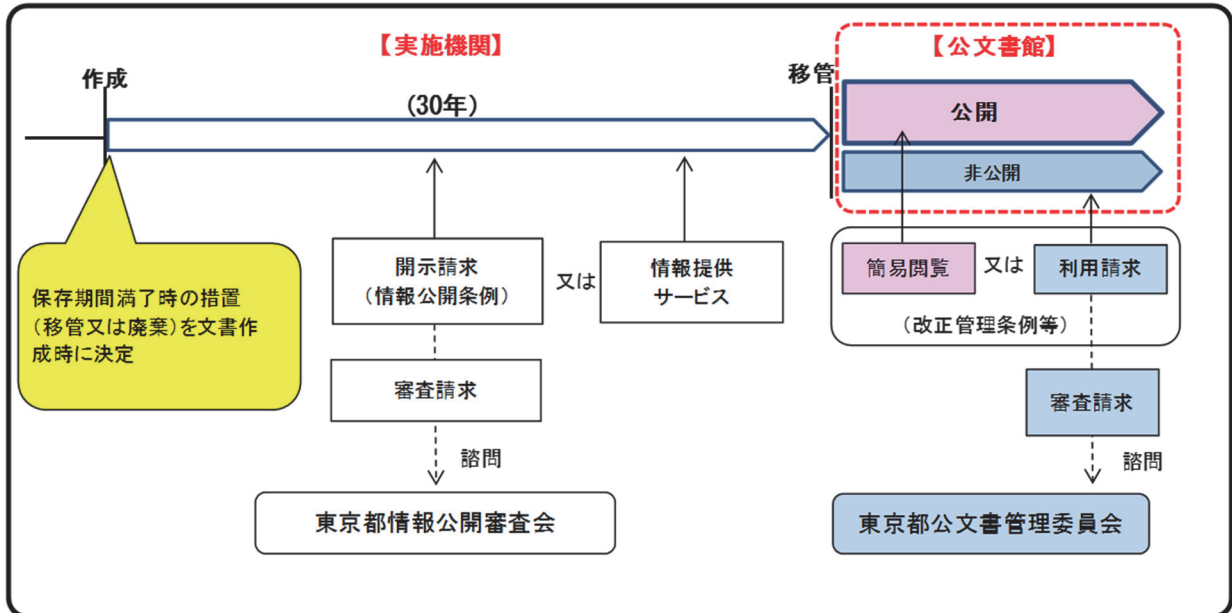


図2 歴史公文書制度のイメージ

定するものとなり、その中に公文書館も位置づけられました。それはとりもなおさず、都政の透明化を進め説明責任を果たす基盤として、公文書館の役割が明確化されたことを意味します。

### 3 公文書館の新施設と資料保存の取り組み

国分寺市泉町に建てられた新しい公文書館。まずはその概要をお示しすると次のようになります。

住所 国分寺市泉町二丁目2番21号

敷地面積 6,000.01㎡

延床面積 10,259.59㎡

(うち書庫面積 約4,706㎡)

書庫面積は仮移転中の約1.25倍となっていますが、書庫の床強度が増し可動式書架の導入が可能となったため、収納量はさらに大きく増加しました。

また、資料保存環境の適正化を図る設計がなされています。博物館や公文書館などの資料保存機関では建築設計の前提として、生物被害対策を行う上でのゾーニングといわれる考え方が導入されています。建物の外部環境から館内のエリアを区分して害虫等の数をコントロールし、最終的な保存スペース、つまり書庫や書庫前室、あるいは展示ケース内は原則として害虫数ゼロを目指していくというものです(図3)。

公文書館の所蔵資料は大部分が紙資料ですが、中にはフィルム等の視聴覚資料も存在します。そうした材質別に各書庫のあるべき温湿度を設定す

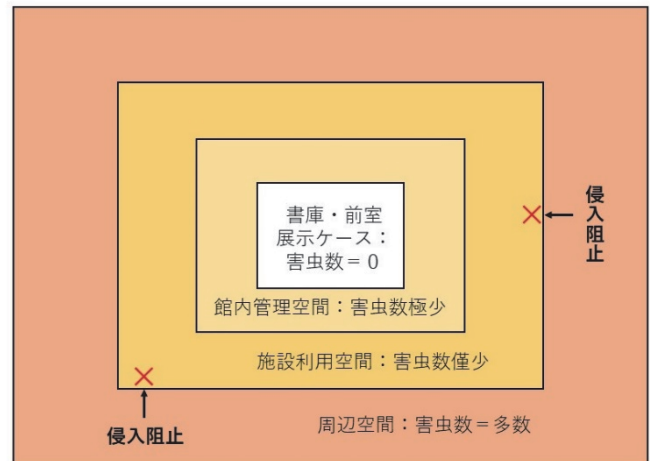


図3 ゾーニング概念図

るわけですが、仮移転中は建物の密閉性も低く、窓に遮光カーテンは設置したものの断熱性は不十分で、細かく温湿度を管理することが困難でした。しかし、新館においては建物設計上十分な配慮がなされており、また最新で精度の高いセンサーを組み込んだ管理システムが導入され、理想の温湿度環境が実現可能となりました。

このように新館では資料保存環境の適正化に向けて条件が整いました。しかし、大量の文書が毎年移管・搬入され、作成した課などが職場に持ち帰って業務利用すること(借覧)もある公文書館では、建物環境に依存し油断することなく、絶えず保存状況をチェックしていく必要があります。

改正公文書管理条例18条は、特定歴史公文書等を「永久に保存しなければならない」としています。この重い責務を果たすため、仮移転先で培っ

た資料保存のための取り組みを継続しつつ、最新の施設・設備を最大限に活用して、資料保存業務に当たっていきます(図4)。

さて、資料保存の重要性が館の責務として一層



図4 当館における資料保存の取り組み

高まったことはおわかりいただけたと思いますが、24時間の温湿度管理をしようと思うと環境負荷はかなり高くなるのではないかとの疑問も出てくることでしょう。でも大丈夫、この新しい建物は最新のZEB(Zero Energy Building)を実現した建築なのです。

ZEBとは、省エネ基準よりもエネルギー消費量を50%以上削減した上で、積極的に再生可能エネルギーの利用を図った建物のことです。

当館は、都有施設として初めてZEBを導入し、5つの考えに基づいて様々な技術を採用しました。それぞれの技術の効果が集結することにより、ZEBを実現します(図5)。

#### 4 江戸・東京研究と都政史検証の拠点となるために

新公文書館の利用者サービスと情報発信の強化策についてご紹介します。

##### (1) 土曜開館

従来から要望の強かった土曜開館を実現します。館が主催する講座・講演会についても原則として土曜開催を中心とする予定です。

##### (2) 閲覧室の機能アップ

閲覧室にはこれまで同様の一般閲覧室や閲覧端末コーナーの他、用途に応じてご利用いただけるレファレンス利用室、特別閲覧室、大型資料閲覧コーナー、撮影室が設置されています。

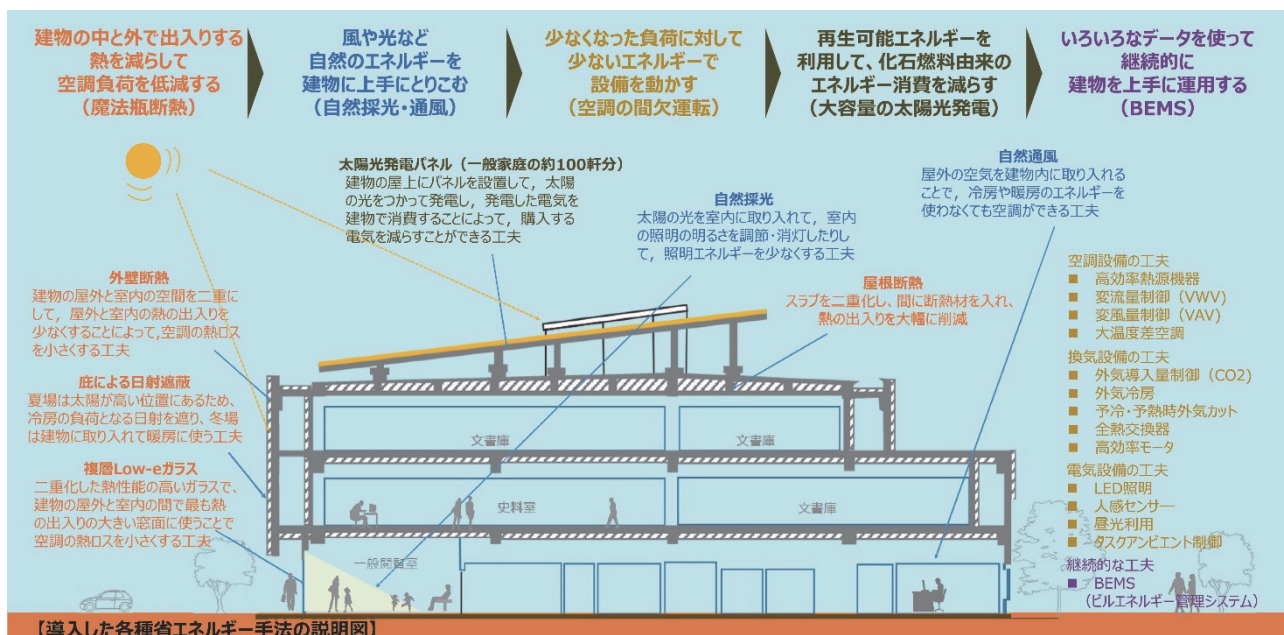


図5 新公文書館における省エネルギーの手法

また、開架図書を充実させ、一般参考図書、東京都刊行の歴史系図書・史料集に加えて、都内区市町村の自治体史を手にとってご覧いただけるようにします（図6）。



図6 新館閲覧室

### (3) 研修室の貸出し

講演会や研修会の開催が可能な研修室の貸出しを行います。事前予約制、有料となります。詳しくは当館HP等でご確認ください。

### (4) 常設展示室・企画展示室・アーカイブウォール

常設展示室は、江戸・東京の歴史の流れを表現したグラフィック構成・年表に合わせて、各時代の古文書や公文書等を展示し、時代の記憶を記録として留め、時間を超えて継承されていくアーカイブズの存在意義について考えていただく場となっています。また、年2回程度の企画展を開催し、当館所蔵資料が語る江戸・東京の歴史的トピックスをご観覧いただきます。さらに、アーカイブウォールに並ぶ映像機器や展示室内の資料検索什器・タブレットでも当館の所蔵資料の詳しい解説や、当館の沿革等をご紹介します。

### (5) デジタルアーカイブの発信開始

ご家庭のパソコン端末から当館の資料をご覧いただけるデジタルアーカイブの発信を開始します。大型の絵図・地図を高精細画像で提供するほか、主要な江戸期の古文書や重要文化財指定文書なども順次公開件数を充実させていきます。また、さまざまな形態の視聴覚資料もデジタル化して配信してまいります。

### (6) 史料編さん事業の継続強化

1世紀を超える刊行を継続してきた『東京市史稿』は産業篇第61をもって刊行を終了し、新たに多摩地域や島しょ地域の史料も組み込むことで

きる新シリーズを企画していきます。現在第Ⅱ期の刊行を継続中の『都史資料集成』とあわせて、東京の基礎的歴史資料集を編さん刊行して参ります。

### (7) 普及事業の活性化

改正公文書管理条例は、第24条において館が所蔵する特定歴史公文書等について、「展示その他の方法により広く一般の利用に供するよう努めなければならない」と明記しています。前述した展示やデジタルアーカイブの他、PR誌『公文書館だより』の発行、当館HPの充実、SNSを活用した情報発信等に取り組んでいきます。

### (8) 調査研究の進展

公文書館条例には、公文書館の事業の1つとして「歴史公文書等に関する調査研究を行うこと」が明記されました。これまでも公文書館事業を実施するにあたっては調査研究がその基礎にありました。たとえば、資料保存に関する最新の情報を学び、実施し、検証することはそのプロセスそのものが研究に他なりませんし、展示企画も当該テーマの資料研究があつてこそ成り立ちます。今後は、こうした多様な調査研究の成果を『東京都公文書館調査研究年報（WEB版）』等に反映させると同時に、自主企画の講座や講演会を通して都民の皆様へ還元して参ります。

以上のような取り組みを通して、新しい公文書館が「江戸・東京研究、都政史検証の拠点」となるよう努めていきます。

### ■むすびにかえて

令和2年4月1日、改正された東京都公文書管理条例及び東京都公文書館条例が施行され、新しい東京都公文書館が国分寺市泉町に誕生します。まさに公文書管理の新時代を担うアーカイブズのスタートです。

本稿では新たに改正公文書管理条例上に位置づけられた公文書館の特質と機能を整理してきました。

「都政の透明化を進め説明責任を果たす基盤として」、「貴重な資料を永久に保存する施設として」、「江戸・東京研究と都政史検証の拠点として」、十全な機能が果たせるよう、職員一同一丸となって取り組んで参ります。

多くの皆様にご利用いただければ幸いです。

特別区協議会 首都大学東京オープンユニバーシティ主催

## 「東京の洋館拝見～戦前期の住宅建築～

—様式建築からモダニズム建築まで—

### ■パネル「首都東京の歴史的景観Ⅱ」展の開催

当館では、毎年秋に、東京 23 区の自治の発展を目的として設立された公益財団法人特別区協議会とパネル展を共催しています。

今年度は、『首都東京の歴史的景観Ⅱ』と題した展示を行いました（開催期間：令和元年 11 月 12 日～12 月 21 日）。平成 26 年（2014）度に開催した「東京の歴史的景観一守る・創る・活かす」展の第二弾です。天下の城下町江戸から日本の首都東京へ、400 年を超える巨大都市の形成と発展は、数多くの歴史的景観を創出してきました。建造物や庭園、橋などのインフラ施設、そしてその背景にある自然景観も含めて、東京固有の歴史と文化を語る歴史的景観は、新たなまちの魅力を生み出し地域の活性化にも寄与する大切な資源でもあります。

しかし、日々激しく変化を遂げる巨大都市では、歴史的景観に気づかぬことが多々あります。

パネル展では、魅力ある歴史的景観の数々に触れていただくと同時に、これらの景観を継承し調和のある都市のすがたを未来に伝えていく取り組みについてご紹介しました。

### ■関連講座「東京の洋館拝見」

展示開催中の 11 月 22 日、関連講座として、日本近代住居史が専門の内田青蔵氏（神奈川大学工学部教授）に「東京の洋館拝見～戦前期の住宅建築～一様式建築からモダニズム建築まで一」と題し、講演していただきました。

東京に遺る歴史的建造物の一つに住宅建築があります。この住宅建築には、その時代を象徴する住宅様式（デザイン）があり、その一つ一つの様式が、いつの時代に作られたものであるかを知っていると、その住宅が建てられた年代がわかるようになります。

講座では、明治時代から昭和初期までの住宅とその様式について、内田氏の撮影によるたくさんの写真を、プロジェクターで投影しながら解説していただきました。その内容をほんの少しだけ紹介しましょう。



### ■ジョサイア・コンドルと洋館

明治時代以降、日本では「洋館」という西洋から入ってきた石造やレンガ造の建物が建つようになります。この洋館を設計したのは、江戸時代までの日本にはいなかった建築家でした。この建築家を日本で最初に育てたのは、ジョサイア・コンドル（Josiah Conder）という御雇外国人です。コンドルは 25 歳の若さでイギリスから来日し、工部大学校（現：東京大学工学部）の教授として、多くの日本人建築家を育てました。

例えば、大正天皇が皇太子時代に住んでいた赤坂の東宮御所（現：赤坂迎賓館）を設計した片山東熊はコンドルの教え子の一人です。

コンドルは、明治 17 年（1884）に工部大学校の教授を退いた後、邸宅建築家として手腕をふるいました。東京に現存する最も古い洋館は、コンドル設計の旧岩崎久弥邸（文京区湯島）です。

### ■時間軸と住宅様式

日本人の建築家たちは、自らが設計する住宅に西洋建築の様々な様式を取り入れていきました。

現在、「江戸東京たてもの園」に移築復元されている小出邸には、堀口捨己の設計により、1920 年代のオランダの前衛芸術集団デ・ステイルが得意とした幾何学的なモチーフが取り入れられています。

また、現在東京都庭園美術館となっている朝香宮邸（港区白金台）は、宮内省内匠寮の設計で、1925 年頃にフランスで起きたアール・デコブームに強く影響された朝香宮夫妻の希望が詰まる住宅です。

「時間軸と住宅様式」、この関係を知っていると、普段、何気なく歩いている東京の町も、歴史的な景観として目に映ってくることでしょう。

## 利 用 案 内

## ◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合（要撮影室予約）

## ◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカー（100円・返却式）に入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。※鍵の紛失にご注意ください。

## ◇簡易閲覧※の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

## ◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、原則として一人（1団体）1日20枚までです。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

## ◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等（目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。）
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料

※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条による利用請求制度があります。

## 利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

## 【利用案内】

- ① 開館時間  
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間  
9時～12時、13時～16時30分
- ③ 休館日等
  - ・日曜日、国民の祝日及び振替休日
  - ・毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年度末日（日曜日の場合は前日）
  - ・年末年始（12月28日～1月4日）
  - ・臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館についてのご願い  
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。  
自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

## ご自宅からもご覧になれます

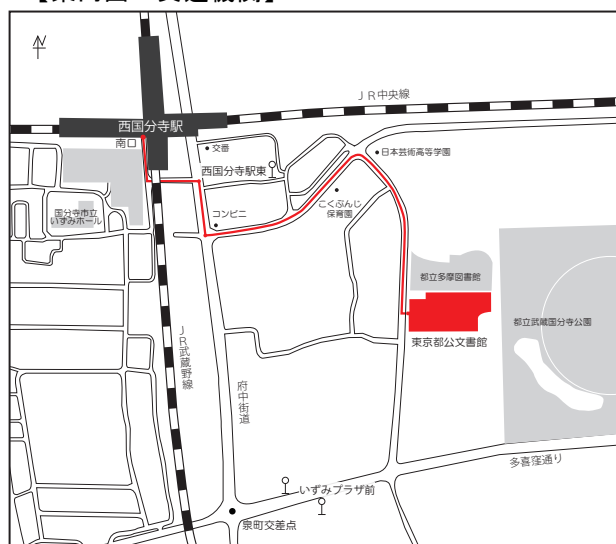
## ○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

## ○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。

## 【案内図・交通機関】



- ・JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅 徒歩約8分
- ・京王バス(寺85系統)  
「いずみプラザ前」 徒歩約5分
- ・ぶんバス(万葉けやきルート、北町ルート、日吉町ルート)  
「西国分寺駅東」 徒歩約4分

## ○研修室の一般貸出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室（有料）を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。